

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 日米沖縄返還協定/VOA存続問題

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43649

2. VOAに関する国会提出資料

○

○

○

○

大臣
秘書官
条約局長
条約課長

北米一課長

要再回 国会班
官房総務参事官
官房書記官
首席事務官
国会班
(担当)

資料要求

下記のとおり資料提出方の依頼がありましたのでお取り計らい願います。
昭和46年10月22日
官房総務参事官

記

依頼先 衆議院外務委員会 (曾称 益(英))

- 件名 平常時のT.O.Aの放送について
1. 種類 (ニュース等別)
 2. 放送時間
 3. いずれの国に向けて放送しているか
 4. 語学別

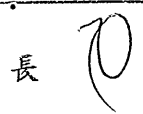

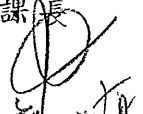
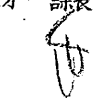
部数 80部

提出期日 [redacted] でしたい。(送付月日)

注(1) 国会議員その他から個人的に資料要求を受けた場合には、遅滞なく依頼者、件名、提出期日等を官総国会班に連絡願います。

(2) 提出資料を大臣等に配付する必要があると判断される場合には、官総国会班を経由して配付願います。

なお、その際官総用控として1部御提出願います。

条約局長  アメリカ局長 
 条約課長  参事官
 北米才一課長 

VOAの件(1) 国会資料等
 10月22日 官公庁関係の件
 10月25日 46.10.25.
 46.11.1

10月22日 官公庁関係の件
 条約課 外務省 (資料等) 等
 10月22日 国会資料等 VOAの件(1) 資料
 10月22日 国会資料等 (資料等) 等

この件は、(1) 官公庁関係の件(1) 資料
 毎の番組表等を承知して希望して頂く、
 本ページのほか、英語、中国語 双方のテープ
 がある上、アメリカ局長より同僚員に送るべく
 説明を行なうこととした。(在米米エ江ミツノ)

GA-5

外務省 32)

在米米エ (シミン) と 10/26

在米米エ VOA の件(1) 10月22日

昭和46年10月25日
 外務省

1. 種類 (=2-2 等別)

音楽 =2-2 及 =2-2 解説等

2. 放送時間 及び 使用言語

周波数 (kc)	使用言語	放送時間
(中波)		
1.178	中国語 朝鮮語	20:00 - 2:00
(短波)		
6.010	英語	20:00 - 1:00
7.165	英語 中国語	20:00 - 2:00
7.255	中国語 朝鮮語	19:00 - 2:00
9.560	同上	6:30 - 10:00
11.830	朝鮮語	6:30 - 7:00 7:30 - 8:00
11.930	中国語	7:00 - 10:00

GA-6

外務省

15. 210	英語	20:00 - 1:00
15. 365	口説話	17:00 - 19:00
(注) 沖縄返還協定署名時の164日実施であり、琉球帯 同波数の7112は各節等により若干の変更が加えられた。		
3. 11月17日の4〜放送1213が		
客年8月発表に於いて、サント小委員会 の議事録に付いて、サポート高等指導員が、 (同年1月28日委員会に於いて) UOAK、沖縄に於いて、各委員の記録と運営 管理に於いて、その目的は、中0比部 2016年10月		
1. 在米本部 朝鮮日報(注) 164日 2016年10月 11月17日(注) 164日		
(注) UOAKの24日放送は、昭和45年 2月24日発行の164日の164日 とあり。		

参議院沖特、一通信、建設連合審査会提出資料
(塩出啓典委員要求)

昭和四六、一一、二六
外務省

一 米政府は、V O A の放送内容にはなんなら刺激的なものはなく、この種中継活動は米国海外広報庁の事業の一環として諸外国においても行なわれており、なかならず沖繩からの中継は、アジアにおける米国の政策に対する誤解を防ぐために重要な役割を果している」と説明した。

二 政府としては、前記のごとき事態を背景として、なんならの制約もなく長年継続してきた事業が沖繩返還の結果として将来の計画もたちえぬままに突如中止を余儀なくされることが、米政府にとり大きな問題であることは、理解しうるところであつたので、結局五年間を限つて暫定的に存続を認めることに妥協したものである。

三 この間、政府としては、V O A 放送のスク립トを米側から入手するとともに、放送の録音テープをきき、放送内容が一般的にニュース、ニュース解説、音楽等であり、刺激的なものでないことを承知した。

また、V O A 中継局所在国等関係国にある公館から、V O A が当該国において特に問題となつているといつたような報告には接していない。

四 政府は、今国会においてV O A が謀略放送ではないかとの質問が度々なされたことにかんがみ、外務省より在京米大使館に対し重ねて米側の確認を念のため求めた次第のところ、米側よりそのような性格のものでは決してない旨の回答をえている。

五 十一月四日政府は参議院予算委員会において、次の統一見解を明らかにした。

(一) 復帰後V O A 放送の傍受は実施する。

(一) なお、番組内容の概要についても、あらかじめ入手できるよう交渉する。

六 前記五(二)につき、外務省より在京アメリカ大使館に対し、番組編成の内容の通報につき協力方申し入れを行ない、米側は、日本側の要望を体して対処する旨を述べた。

七 政府としては、今後ともプログラム等によりそのスケジュールを知るよう米側と協議してまいる所存である。

三 この間、政府としては、V O A 放送のスク립トを米側から入手するとともに、放送の録音テープをきき、放送内容が一般的にニュース、ニュース解説、音楽等であり、刺激的なものでないことを承知した。

また、V O A 中継局所在国等関係国にある公館から、V O A が当該国において特に問題となつていづたような報告には接していない。

四 政府は、今国会においてV O A が謀略放送ではないかとの質問が度々なされたことにかんがみ、外務省より在京米大使館に対し重ねて米側の確認を念のため求め次第のところ、米側よりそのような性格のものでは決してない旨の回答をえている。

五 十一月四日政府は参議院予算委員会において、次の統一見解を明らかにした。

(一) 復帰後V O A 放送の傍受は実施する。

(二) なお、番組内容の概要についても、あらかじめ入手できるように交渉する。

六 前記五(二)につき、外務省より在京アメリカ大使館に対し、番組編成の内容の通報につき協力方申し入れを行ない、米側は、日本側の要望を体して対処する旨を述べた。

七 政府としては、今後ともプログラム等によりそのスケジュールを知るよう米側と協議してまいる所存である。

在沖繩 V O A 中継局について

昭和46年10月29日

外務省

1. 種類(ニュース等の別)
音楽、ニュース及びニュース解説等

2. 放送時間及び使用言語

周波数(KC)	使用言語	放送時間
(中波)		
1,178	中国語、朝鮮語	20:00~ 2:00
(短波)		
6,010	英語	20:00~ 1:00
7,165	英語、中国語	20:00~ 2:00
7,255	中国語、朝鮮語	19:00~ 2:00
9,560	同上	6:30~10:00
11,830	朝鮮語	6:30~ 7:00 7:30~ 8:00
11,930	中国語	7:00~10:00
15,210	英語	20:00~ 1:00
15,365	ロシア語	17:00~19:00

(注) 沖繩返還協定署名時における実態であり、
短波帯周波数については、季節等により若干
の変更がありうる由である。

3. いずれの国に向けて放送しているか

客年8月発表になつたサイミントン小委員会の議事録によれば、ランパート高等弁務官は、同年1月28日の委員会において「V O A は、沖繩において主要中継施設を運営管理しており、その目的は、中国北部、ソ連極東部、朝鮮及び日本(注)におけるラジオ通信である。」と述べている。

(注) V O A の日本向け放送は、昭和45年2月まで行なわれたが、その後廃止された。

十一月十三日の衆議院沖特委における武部議員のV O Aに関する資料の提供については、すでに社会党はじめ各党より出されている資料要求（約三〇〇件）との関連で取り扱われることが適当かと思料されます。

外務省御巫官房総務参事官

別冊 2

取扱注意

各地におけるV O A 中継放送の
用語 昭和46.1.1.5
アメリカ局北米第一課

言、語	V O A 中継局所在国
アルバニア語	モロッコ、ギリシャ、英国
アラビア語	ギリシャ、リベリア、西独、モロッコ、 英国
アルメニア語	ギリシャ、モロッコ、英国
ベンガル語	タイ、フィリピン
ブルガリア語	モロッコ、英国、西独
チェコスロヴァキア語	西独、モロッコ、英国、リベリア
エストニア語	西独、モロッコ、ギリシャ
フランス語	リベリア、ギリシャ、モロッコ、英国、 西独(いずれもアフリカ向け)
グルジョア語	ギリシャ、モロッコ、英国
ギリシャ語	モロッコ、英国
ヒンディー語	セイロン、リベリア、ギリシャ、モロッコ、 英国、フィリピン
ハンガリア語	西独、モロッコ、英国、リベリア
ラトヴィア語	ギリシャ、モロッコ
リトワニア語	西独、ギリシャ、モロッコ
ポーランド語	西独、モロッコ、英国、リベリア

ルーマニア語	モロッコ、ギリシャ、英国
ロシア語	西独、モロッコ、英国、リベリア、ギリ シャ、フィリピン、 <u>沖繩</u>
セルビアクロアチア語	モロッコ、ギリシャ、英国
スロヴェニア語	西独、モロッコ、英国
スワヒリ語	リベリア
トルコ語	ギリシャ、モロッコ
ウクライナ語	西独、モロッコ、英国、ギリシャ
ウルドゥー語	セイロン、リベリア、ギリシャ、モロッ コ、英国
<u>英語</u>	セイロン、リベリア、西独、モロッコ、 英国、ギリシャ、フィリピン、 <u>タイ</u> 、 <u>沖繩</u>
ビルマ語	フィリピン
カンボディア語	タイ、フィリピン
<u>中国語</u>	フィリピン、リベリア、 <u>沖繩</u>
インドネシア語	フィリピン
<u>朝鮮語</u>	フィリピン、 <u>沖繩</u>
ラオス語	タイ、フィリピン
タイ語	フィリピン
<u>ヴェトナム語</u>	<u>フィリピン</u> 、 <u>ヴェトナム</u>
ポルトガル語	リベリア
スペイン語	中継なし(米本国からのみ)

22
A
1
7
カ

(以上合計34カ国)

取扱注意

米国と諸外国とのV O A取極 概要表(案)

項 目	国 名	セ イ ロ ン 1951年5月12日、1954年7月14日等に交換	西 独 1952年6月11日署名	リ ベ リ ア 1959年8月13日署名	フ ィ リ ピ ン 1963年5月6日署名
1. 放送番組 (日米交換公文該当条項6)		セイロン政府は米国の放送番組について承認を与える権利を留保する(10)	連邦政府は連邦内における米放送に起因する第三国からのすべての苦情を米政府に回付する(第2条)	規定なし	両政府はいずれかの国の利益を害する放送を行わないよう努力する(第2条第2項) 米政府の放送についての責任は同政府のみが負う(第3条第3項)
2. 第三者損害賠償請求 (日米該当条項5)		なし		なし	米政府の放送活動に起因する人身傷害、財産損害については比国の関係法令に従つて米政府が支払う。額は両政府の合意による。(第6条)
3. 土地取得 なし		セイロン政府は必要な土地を米側に代わつて取得方努力する。ただし費用は米側負担(1954年交換公文(7))		リベリアは関係施設に必要な土地取得にあたり米政府を援助する(第3条)	不動産購入は比国政府が行ない、その所有権は同政府のものであるが、支払は米政府が行なう。米政府は協定有効期間中当該不動産につき排他的使用権を有する。(第4条第1項)
4. 電波障害等対策 (日米該当条項3)		なし	米独両政府は相互の通信施設の妨害されない運営の確保のため必要な措置をとることに合意(第5条) 無線通信施設が連邦の無線放送を妨害するときは米政府は連邦政府と調整して妨害除去のため必要な措置をとる(協定附属書I. B.)	なし	米政府は無線通信施設建設に際し航空安全及び電波妨害の予防、排除に関する比国法規に従う(第4条第4項)

項 目	国 名	セ イ ロ ン 1951年5月12日、1954年7月14日等に交換	西 独 1952年6月11日署名	リ ベ リ ア 1959年8月13日署名	フ ィ リ ピ ン 1963年5月6日署名
5. 関税等の免除		必要資材の輸入税免除 (2)/(a)	必要資材輸入関税免除。連邦内におけるこれら資材の処分は連邦政府の同意を必要とする。(第4条)	関係資材の輸出入は免税 (第5条)	V O A が排他的に使用する器材の輸出入免税(第4条第2項)
6. 職員の待遇		セイロンの所得税から免除 (2)/(a)	なし	リベリアは雇用員に対し適当と認める輸入特権及び国内税の免除を両国が別途協議作成する協定に従つて付与する(第7条)	米人職員の身回品は関税免除、出入国及び国内旅行の自由、所得資産及び社会保障関係比国税より免除(第5条)
そ の 他			協定に関連する紛争は両国政府間の協議により処理するが3箇月以内に解決されない場合調停(両国が各1名、及び両国の合意により1名、計3名による)に付する(第6条)	可能な限りリベリア人を雇用することとしそのため米国は訓練計画を実施する(第6条)	使用する言語及び放送対象地域に制限はない(第3条)
期 間 等		1971年7月26日の交換公文により1976年5月14日まで有効	発効して5年ののちはいずれか一方の1年の予告で終了する(第7条)	40年間(第8条)	いずれか一方が18箇月の予告を行わない限り有効(第8条)

(国会参考資料)

取扱注意

条約課長
法規課長

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

VOAの電波公害について

47. 1. 5.
米北一

1. 被害の実態

昭和28年 國頭村奥内部落にVOA
送信局 [redacted] 運営開始以来 同部落に隣

接する 桃系部落 (注) に 43 被害の実
態は次のとおり。

(注) 約90戸、内60戸の村民(約130名)
はVOA聴取員

(1) VOA送信局運営開始以来

GA-5

3348 外務省

(1) ラジオや電話が雑音のため聞けなく
なり。

(2) テレビが午後10時半から約1時間全く
映らなくなり状態が続いた。

(3) 昭和43年3月28日 テレビのア-2線
に腐食した牛が報道した。

(注) 琉球政府の報告は 感電ではなく
ほか他の原因によること。 (43.5)

21. 桑沖特急 臨時有線放送部長答弁

(別添1参照)

(3) 昭和43年5月11日 テレビ用アンテナが燃
え出し、テレビの真空管が破裂する事故
が発生した。

GA-6

外務省

2. 被害対策措置

(1) 琉球政府

昭和43年5月20日 現地調査の結果なり
として、「UOA 電波に付了人等の被害はあり
得ない」との結論に至る。

(注) 各該保健所心 被害報告(電波の健康診
断)を実施したところ、異常は認められなかった。

(2) UOA 当局

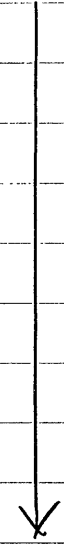
昭和43年5月20日 (1) 「近江(電波)に
付了人等の被害はあり得ない」として電波
被害は発生せず電波局からの点検配布を
行う、等 殆く (2) 「電波の被害はあり得ない
として、修理作業中の被害補償を行な

う調査を加え、報告。 (1) 1972年5月
23日作業を開始し、復旧作業の

進捗に等中70台+中設置の被害者2年
に付了人等78戸に付了電波局からの

資料配布を行なった。 (2) 1972年5月
に、復旧作業等完了の通知は、5月補償

手配を行なった。 長付は解決した。



[Redacted]

3. 通信局の「復旧措置」による連絡
との関連

(1) 建議書の記述 (P. 19)

VOA 送信所の「周辺地域」にはテレビ放送の受信に混信妨害を及ぼす。また有線電波通信設備にも障害を及ぼす。そのためにこの隣接地域には電波の架設を必要とする。

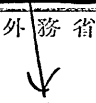
(2) 附件の説明

- (1) 前記(1)の事実について (現地VOA当局)
- (2) 送信所周辺地域は日本下り通信回線一杯で、新規電波架設中心は4分45秒以内の架設である。既に架設されている電

話のついでに 通話に支障があると述べている。(通信電(信)電話公社)

4. 参考事項

- (1) 昭和43年当時の 柳原邦彦は隣接した近き部落の一部にVOAの電波補償を主張した。また、電波の干渉も指摘した。これは1964年11月22日のことである。
- (2) 昭和43年5月22日 松田の局長は、カ-ハ-ソ-の電波の定例会議の中で、電波の干渉を指摘し、電波の干渉を「電波の干渉」旨語った。
- (3) 昭和46年12月18日 参議院沖特委に於いて山中経典は「電波の干渉」措置を求めたと述べている。(別添2参照)



前記 2. (2) のとおり 5. 1. のついでに 7. 1. の
設置指身と権者神領の支給が行

た。 右答弁は誤解の甚くあらざる。
(沖地・北支那管弁も 5. 1. の支給の所也。)

(注) 山中総務長下答弁中の「同地域は 朝鮮
地域である」との是も誤解である。 現在
沖地は 朝鮮地域とされているとすは 台湾
に 極東の 邊境は 支那の 島 付 邊 の 所 である。

(国会参考資料)

V O A の電波公害について
昭和47. 1.22
アメリカ局北米第一課

1. 被害の実態

昭和28年国頭村奥間部落^{クマガミソン オクマ トウハル}にV O A 送信局運営開始以来同部落に隣接する桃原部落(注)における被害の実態は次のとおり。

(注) 約90戸、うち60戸の村民(約130名)はV O A 雇用員。

(1) V O A 送信局運営開始以来

(イ) ラジオや電話が雑音のため聞えなくなったり、

(ロ) テレビが午後10時半から約1時間全く映らないという状態が続いた。

(2) 昭和43年3月28日テレビのアース線に触れた牛が転倒した。

(注) 琉球政府の話では、感電ではなく、なにか他の原因なるべしとの由(43.5.2/衆、沖特委郵政省左藤放送部長答弁一別添/参照)。

(3) 昭和43年5月11日テレビ用アンテナが燃え出したり、テレビの真空管が破裂する事故が発生した。

2. 被害対策措置

(1) 琉球政府

昭和43年5月20日現地調査の結果なりとして、「V O A 電波による人体の障害はありえない」との見解を発表。

(注) 名護保健所で桃原部落住民の健康診断を実施したところ、異常は認められなかった。

(2) V O A 当局

昭和43年5月20日(イ) 近々住民に対し、テレビ及びラジオのアンテナ設置指導と電波妨害を除く電源フィルターの無料配布を行なう旨確約、(ロ) 「住民のこれまでのラジオ、テレビの修理代等物件の損害補償を行なう用意がある」旨言明。ハ

(イ) については、5月23日作業を開始し、混信しない場所を選定して集中アンテナの設置を指導するとともに、テレビ所有78戸に対する電源フィルターの無料配布を行なつた。また(ロ) については、実際に領収書等裏付けのあるものはすべて補償支払が行なわれ、本件は解決した。

3. 琉球政府の「復帰措置に関する建議書」との
関連

(1) 建議書の記述 (p.19)

V O A 送信所の「周辺地域ではテレビ、ラ
ジオの受信に混信妨害を与え、また有線電気
通信設備にも誘導妨害を与え、そのためにそ
の隣接地域では電話の架設もできない状態」
である。

(2) 関係者の説明

(イ) そのような事実はない(現地V O A当局)。

(ロ) 送信所周辺地域は目下のところ回線が一
杯で、新規電話架設申込みは受けられな
い状態であるが、すでに架設されている電
話については、通話に支障があるとは聞い
ていない(琉球電信電話公社)。

4. 参考事項

(1) 昭和43年当時桃原部落に隣接する^{本土}名
部落でも一部にV O A に対する補償要求の動
きがあつた模様であるが、具体化しないまま
になつているようである。

(2) 昭和43年5月22日松岡行政主席は、カ
ーペンター民政官との定例会談で、本件を取
上げた後、記者会見で「本土政府に調査団派
遣を求める考えはない」旨語つた。

(3) 昭和46年12月18日参議院沖特委にお
いて山中総務長官は、「ラジオについての措
置が未だとられていない」旨答弁しているが
(別添2参照)、前記2(2)のとおりラジオに
ついてもアンテナの設置指導と損害補償の支
払いが行なわれ、右答弁は誤解に基づくもの
である。(沖縄・北方対策庁もその点を確認。)

(注) 山中総務長官答弁中の「同地域が難聴地
域である」との点も誤解である。現在沖縄
で難聴地域とされているところは、台湾に
きわめて近接した与那国島^{ヨナグニシマ}付近のみである。

別添 /

昭和43年5月2日衆議院沖特委
における郵政省左藤放送部長答弁

左藤説明員 まず第1点の千キロワットの出力が常識で考えられるかというお話でございますが、現在NHKの中波の第2放送は東京で300キロを出しております。しかし千キロの放送は日本では出しておりません。が、ソ連とか中共とかそういう近隣諸国においては500キロないし千キロの放送が出ておるといのが現在の実情でございます。

それから、沖縄の電波監理上、こういつた千キロの放送が体系を乱すのではなからうかという御質問に対してでございますが、これにつきましては、沖縄の現在置かれております立場の点からいろいろと問題があらうかと思えます。千キロというものが全体のバランスを失しやしないかというお話でございますが、現在沖縄で出してあります千キロの放送につきましては、一応指向性をつけまして、主として中国大陸の方面に向けて出してあります。それほど大きな

影響を来たしておるといふふうには聞いておりません。

それから第3点の問題でございますが、新聞の報道にもございましたように、千キロの放送が出ておりますために、桃原部落と申しますが、VOAの送信所から約500メートルくらいのところにあります部落で、テレビの受信機のアンテナのフィーダーの被覆が焼けたとか、そういうふうな被害につきましては、さつそく琉球の郵政庁の電波監理課にこの事情につきまして照会いたしました。その結果、それほど大きな被害ではなくて、ただアンテナのフィーダーの被覆が焼けて煙が出たという程度のように聞いております。

それから新聞では、なお牛が感電をして転倒したというふうなことが書いてございますが、沖縄の琉球政府の話によりますと、そういつた状況から見てほかの原因であらう、感電ではないんじゃないかというふうに申しております。

それからこの対策でございますが、その点につきましては琉球の政府からも、1週間以内にフ

ィルター等の取り付けをテレビにして、この防止策をはかることについてV O A当局に対して強く要請をいたしまして、V O A当局もそれを約束いたしまして、現在この部落には55台テレビがございますが、これに全戸に対しまして無償で防除対策のフィルターの取り付けを約束いたしております。

それからもう1点お尋ねで、専門家の派遣を要請してまいりました場合に現地調査をやつてはどうかということにつきまして、現在沖縄におきましては沖縄放送協会が発足したばかりでございます。そういう点で技術的にたとえばアンテナの建て方とかそういうものに対する指導とかいうものがまだ十分行き届いておりませんので、そういう点につきましてたとえばNHKから援助をすとかいうふうな方向につきましては、要請がありました際には私たちもぜひそういうことにこたえたいと考えております。

別添 2

昭和46年/2月/8日参議院沖特委
議事録(抄)

国務大臣(広瀬正雄君)

•••••

それから、ただいまお話ししたV O Aの公害と申しますか、被害と申しますか、御承知のように、千キロワットの電力を使っておりますわけでございますから、近傍に電話がよく聞こえない、あるいは放送がよくみえないというような事実がございまして、それでこれはV O Aと折衝をいたしまして、電力線を地下に埋没いたしましたり、あるいは放送の共同視聴設備をつくりましたり、また今帰仁と申しますか、あそこにテレビジョンの中継所をつくつたりいたしまして、そういう問題は一応解消いたしましたのでございまして、将来またそういうようなことが起こるといふことになりますれば、混信その他のことで電波の妨害につきましては交換公文に、そういう事実があれば直ちにそれをなくする措置を講じなくちゃならない、必要な

措置を講じなくちやならないということがはつきり明記いたしておりますし、その他一般的に被害につきましては、V O A 当局あるいはまた V O A につとめております職員に対する請求、そういうものに対しましてはこれまた公正に迅速に解消することに努力していかなければならないというように交換公文にはつきり書いてありますわけでございますから、私は将来問題ない、かように考えておりますわけでございます。

○ 国務大臣（福田赳夫君）ただいま郵政大臣が来る申し上げたとおりであります。

○ 森勝治君 外務大臣も郵政大臣も問題はないというお答えと承りました。

○ そこで、私は総務長官にお伺いをしたいんですが、どうぞたばこをお吸いになつて聞いてください。V O A の電波障害は非常に大きいのであります。たとえばテレビが火をふいた、やけどをした、牛が物干し用のコードに触れてひつくり返る、こういう事件が発生をし、民主

○ 団体や琉球立法院、琉球政府もこれを放置できないとして現地調査を行なつてはいるはずであります。○ 山中長官、その調査結果はどうなつておられるか、お伺いをしたい。

○ 国務長官（山中貞則君） 大体郵政大臣が答えられたような措置を一応 V O A 自体も含めていたしておるようではありますが、ただラジオについて大体もともと難聴地域ではあるようであります。○ しかしながら、ラジオについての措置がいまだとられていない。○ その点は今後郵政当局を中心に現地側とよく実情について相談をいたしながら、ラジオについても電波障害のないような措置を講ずる必要があろうと考えております。